

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第293号)

平成15年12月22日

横情審答申第293号

平成15年12月22日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年9月6日教教人第489号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市教職員組合役員の在籍専従の許可及び職務復帰について（平成  
6年度教教第2223号）のうち在籍専従者一覧表（県費）外9件」の一部開  
示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市教職員組合役員の在籍専従の許可及び職務復帰について（平成6年度教教第2223号）のうち在籍専従者一覧表（県費）外9件」において非開示とした情報のうち、別表に示す情報は、開示すべきであるが、その余の部分について非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市教職員組合役員の在籍専従許可についてのうち、在籍専従者一覧表（県費）平成7年度」（以下「文書1」という。）及び「在籍専従許可についてのうち、市町村立学校在籍専従休職者名簿平成13年度」（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成14年6月10日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は例外的に除外すると規定されている。

在籍専従者は休職者として取り扱われ、職務に従事することはできない。休職については、その事由を問わず「個人に関する情報」にあたり、職員団体の専従者となることは、開示されるべき公務員の「職務の遂行に係る情報」とは区別されるものである。よって、その在籍専従者の個人情報であり、特定の個人を識別することができる情報については、本号に該当し非開示とした。

- (2) 氏名、職員番号については、それ自体が特定の個人を識別できるものである。

- (3) 人数内訳、所属又は学校名、職名、性別、年齢、所属する職員団体名及び役職名については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる

ものである。

- (4) 既発令期間及び通算期間については、個人の経歴であって他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものである。

#### 4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人としては、請求した行政文書の全部について開示を求めるものであるが、当該行政文書は、教育委員会の在籍専従職員の許可、取消し等の行政行為に基づく文書の開示請求で、同在籍専従許可の申請に係わる私人の公法行為に関する文書の請求とは体質を異にする。
- (2) 公務員に関しては、国民が識別することは憲法第15条第1項及び第2項、同法第16条、同法第17条、同法第99条の各条項に関して究極的な所与の目的を達成するために欠かすことのできない存在意義をもつ。このために、国民にとって、公務員を識別することは是非とも必要なことである。
- (3) 在籍専従職員の取扱いは、当該拒否処分を行った任命権者が、職員の申請に対して、代替の要因を充当する付帯条件を添え、許可を与えたものであり、当局の実質的承認事項である。在籍専従職員が休職扱いだというのが、個人の心身の故障、刑事事件等私生活から起因したものとは異なる。
- (4) 教育委員会の摘示する理由「在籍専従職員」の特定の個人を識別するから当該行政文書の全面開示を不都合だとし、拒否するのならば、学校名（所属）、職名、指名、性別以外に、既発令年月日、通算、所属する職員団体名、所属する職員団体の役職名、人数内訳を開示すべきであるがなされていない。
- (5) 休職については、その事由を問わず「個人に関する情報」にあたり、開示されるべき「職務の遂行に係わる情報」とは区別されると説明者は説明する。では、何故休職については、「事由の如何を問わず」「個人に関する情報」であるのか。
- (6) 在籍専従者は、当該職員団体に所属することが前提条件である。同時に、職員団体における役員選出に当たっては、職員団体内部の手続きに従って選出され、在籍専従者は、申請にあたっては他律的な特定も加わって、任命権者の許可が与えられる。前段は、集団組織の関係において発生し、後段は、役員の資格において如上の任命権者の許可が与えられるものであって、当該情報を「個人に関する情報」との速断は、事実と反することであり、否定されるべきである。要は、在籍専従者は、

その属する組織・集団との関係が絡み合って初めて成立するものであり、「個人」という属性からは程遠い存在であり、これをもって単純明快に在籍専従者の情報を個人に関する情報と当てはめることは成立しない。

(7) 休職については、その事由を問わず「個人の情報」に当たるとの説明であるが、「休職」には地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の当該職員の意に反する休職と、同法第55条の2第5項の在籍専従者の「休職」が法律上分別されている。説明のごとき、「休職」の事由を問わず、「個人の情報」とを混同して取扱うべきことではあるまい。

(8) 法第28条第2項で規定する「心身の故障のため長期の療養を要する場合」には、同法第55条の2第1項ただし書で規定する在籍専従者としてもっぱら従事することができるものだろうか。

前者は長期的な療養を要するものと、自他共に認めるものであり、後者は、逆に固有の職務に関与することなく、もっぱら職員団体の役員として「活動」することが役割である。しかもその活動にあたっては、当局及び職員団体構成員その他の同団体の広報活動において、関係者各位にその業績、知名度等が充分知られることを身上とする。

(9) 法第28条第2項規定の休職者の属性を援用して、一律に個人に関する情報として取扱うには、在籍専従者に対する情報すべてが個人の都合のみによって成り立ったものではなく、教育委員会の組織・管理運営上の不具合が生じているためではなかろうか。

## 5 審査会の判断

### (1) 在籍専従制度について

法第55条の2第1項では、「職員は、職員団体の業務にもっぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもっぱら従事する場合は、この限りでない。」と規定しており、在籍専従は、原則として禁止されているが、ア 登録団体に対するものであること イ 役員となる場合であること ウ 登録職員団体の業務にもっぱら従事するものであること エ 任命権者の許可を受けること の場合に限り例外として認められている制度である。

また、同条第5項では、「第1項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は

退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。」と規定しており、在籍専従許可を受けた者については、法第28条に基づく分限処分による休職者と原則として同じ身分取扱いを受けるとともに、法第35条の職務専念義務を免除されることになる。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市公立学校教職員の在籍専従の許可及び在籍専従者の職務復帰について、神奈川県教育庁に報告するために作成された平成7年度の在籍専従者一覧表及び平成13年度在籍専従休職者名簿であり、内容については、以下のとおりである。

ア 文書1について

文書1は、次の(ア)から(カ)の文書のうちの平成7年4月1日現在、平成7年5月1日現在、平成7年6月1日現在、平成7年7月1日現在、平成8年2月1日現在及び平成8年3月20日現在の在籍専従者一覧表(県費)であり、番号、学校名、職名、氏名、許可期間(始期・終期・期間)、職員団体名・役職名が記録されている。

- (ア) 「横浜市教職員組合役員の在籍専従の許可及び職務復帰について」(平成6年度教教第2223号)
- (イ) 「在籍専従許可期間満了に伴う職務復帰について」(平成7年度教教第205号)
- (ウ) 「横浜市教職員組合役員の在籍専従許可について」(平成7年度教教第348号)
- (エ) 「横浜市教職員組合役員の在籍専従許可について」(平成7年度教教第522号)
- (オ) 「横浜市教職員組合役員の在籍専従許可及び職務復帰について」(平成7年度教教第1539号)
- (カ) 「横浜市教職員組合役員の在籍専従許可の取り消しについて」(平成7年度教教第1841号)

イ 文書2について

文書2は、次の(ア)から(イ)の文書のうちの平成13年4月1日現在、平成13年6月1日現在、平成13年7月1日現在及び平成13年10月1日現在の市町村立学校在籍専従休職者名簿であり、地区(市名・計人数・人数内訳)、継続・新規、所属、

職名、氏名（職員番号含む。以下同じ）、性別・年齢、許可期間（既発令期間・現発令期間・通算）、所属する団体名・役職名が記録されている。

(ア) 「横浜市教職員組合役員の在籍専従許可について」（平成12年度教教人第1405号）

(イ) 「在籍専従の許可について」（平成13年度教教人第206号）

(ウ) 「在籍専従の許可について」（平成13年度教教人第351号）

(エ) 「在籍専従の許可について」（平成13年度教教人第695号）

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができる」と規定している。

また、本号ただし書ア及びウでは、本号本文に該当する個人に関する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ウ 当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、休職については、その事由を問わず「個人に関する情報」にあたり、職員団体の専従者となることは、開示されるべき公務員の「職務の遂行に係る情報」とは区別されるものであり、その在籍専従者の個人情報であり、特定の個人を識別することができる情報については、本号本文に該当すると主張しているので、以下検討する。

ウ 本件申立文書は、前記(2)で述べたように、特定の職員が特定の職員団体の役員として特定の期間に専従許可を受けた者であるかが分かる文書である。

まず、職員が職員団体に加入し、職員団体の諸活動に参加することは、職員が遂行する職務とは関係のない職員の思想信条を含む内心が表れる行動・意思表示であって、職員が職員団体に加入している事自体は、職員の個人情報である。

また、職員が加入する職員団体の役員となることは、当該職員団体の役員選出選挙により、決定されることになるが、役員となった後に、当該職員が前記(1)で述べた休職者としての身分取扱いを受ける在籍専従者としての許可を受けよう

とすることは、当該職員的意思によつてのみなされるものである。

エ 申立人は、「職員団体の役員としての活動にあたっては、当局及び職員団体構成員その他の同団体の広報活動において、関係者各位にその業績、知名度等が充分知られることを身上とする。」と主張するが、職員団体の構成員及び関係者に役員であることが知られているからといって、当該役員が在籍専従者であることは、慣行として公にされまたは公にすることが予定されている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。

オ また、申立人が主張するように、法第28条第2項の分限処分による「休職」は、職員の意に反する不利益処分であるのに対し、法第55条の2第5項の在籍専従の許可は、本人の申出、意思に基づく処分で不利益処分とはならないものであり、法律上の性格は全く別のものであり、法第35条「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」で規定する「法律による特別の定め」に該当するものである。

カ しかし、法律上の性格を異にする処分であっても、前記ウで述べたとおり、在籍専従者となることは、職員の個人的な思想・信条等に基づく職員の私的な活動であり、休職者として、いかなる給与も受けずに、職員団体の役員としてもっぱら従事することは、当該職員の職または職務遂行に係る情報とは認められず、本号ただし書ウに該当しない。

キ したがって、実施機関が非開示とした情報のうち、本件申立文書に記録された氏名、職名、性別及び年齢は、在籍専従者である職員に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号に該当する。

また、実施機関は、本件申立文書に記録されている学校名、団体名及び役職名並びに文書2に記録されている地区欄の人数内訳、許可期間欄の既発令期間及び通算期間については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できると主張しているが、これを開示しても在籍専従者である職員が識別される情報とは認められず、本号に該当しない。

## (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書の非開示とした情報のうち、文書1及び文書2の学校名、団体名及び役職名並びに文書2の地区欄の人数内訳、許可期間欄の既発令期間及び通算期間については、開示すべきであるが、その余の部分につい



て非開示とした決定は、妥当である。

別表 開示すべきと判断した情報

| 文 書   | 開示すべき情報                                    |
|-------|--|
| 文 書 1 | 学校名、職員団体名、役職名                              |
| 文 書 2 | 地区欄の人数内訳、学校名、許可期間欄の既発令期間及び通算期間、所属する団体名、役職名 |

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                     | 審 査 の 経 過                |
|---------------------------|--------------------------|
| 平成14年9月6日                 | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成14年9月27日<br>(第279回審査会)  | ・諮問の報告                   |
| 平成14年10月5日                | ・異議申立人から意見書を受理           |
| 平成15年3月13日<br>(第280回審査会)  | ・部会で審議する旨決定              |
| 平成15年9月19日<br>(第20回第一部会)  | ・審議                      |
| 平成15年10月3日<br>(第21回第一部会)  | ・審議                      |
| 平成15年10月31日<br>(第22回第一部会) | ・審議                      |
| 平成15年11月7日<br>(第23回第一部会)  | ・審議                      |
| 平成15年11月21日<br>(第24回第一部会) | ・審議                      |
| 平成15年12月5日<br>(第25回第一部会)  | ・審議                      |